

自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域（観光圏）において、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる魅力ある観光地域づくりを促進する。

関係法令：「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（観光圏整備法）

観光圏整備実施計画

観光圏の魅力向上に資する事業の実施計画

【作成主体】

個別事業の実施主体

（観光事業者、宿泊事業者、交通事業者等による共同作成）

【実施内容（例）】

● 宿泊魅力の向上

- ・おもてなし向上研修
- ・湯めぐりバスの企画実施

● 滞在コンテンツの充実

- ・ガイドの育成研修の実施
- ・郷土食メニューの開発

● 移動の利便性の向上

- ・周遊バスの実証実験
- ・共通パスの作成

● 情報提供の充実・強化

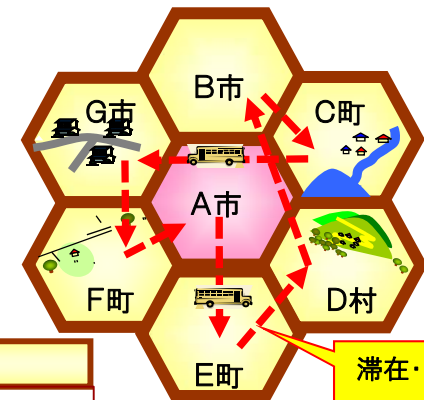
- ・ワンストップ窓口の構築
- ・戦略的な情報発信ツールの作成

戦略的・一体的な
事業実施による



魅力ある
観光地域の形成

観光圏整備のイメージ



国土交通大臣認定

※ 事業をマネジメントする体制の構築が必要

認定を受けた観光圏に対する支援措置

○ 旅行業法の特例

宿泊施設において、着地型ツアーの販売が可能

○ 農山漁村活性化法の特例

農産品の直売所の設置等を支援対象とする農水省交付金の申請手続きの簡素化

○ 観光地域ブランド確立支援事業

地域独自の「ブランド」を確立するための戦略策定及びガイドの育成、情報発信ツールの作成等の個別事業実施に対し、補助を実施（定額・4割補助）

○ 社会資本整備についての配慮

取組と合わせて景観整備等のハード整備を一体的に推進

等